

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

路線名	中井松伏線
供用開始の区間	北葛飾郡松伏町田島南一番一地先から 同郡同町田島南一番一地先まで
供用開始の期日	令和七年六月一日 十五時〇〇分
備 考	令和二年八月一四日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第十 一号及び令和七年五月二十七日 付け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第九号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長九五・〇〇メートル